

中央環境審議会総合政策部会 殿

「第三次環境基本計画策定に向けた考え方(計画策定に向けた中間とりまとめ)」
に対する意見

- 1 氏名：早川光俊
- 2 住所：540-0026 大阪市中央区内本町 2-1-19 内本町松屋ビル 10-470 号室
- 3 年齢：56 歳
- 4 性別：男
- 5 職業：特定非営利活動法人・地球環境と大気汚染を考える全国市民会議（CASA）・
専務理事
- 6 連絡先：TEL:06-6910-6301、FAX:06-6910-6302
Email アドレス：office@casa.bnet.jp

7 意見

1. 全体的な意見

「はじめに」に書かれているように、この第三次環境計画は「21世紀最初の計画」であり、「21世紀をより良き100年としていくための理念と道筋を盛り込むことが求められる」ものである。

そのためには、まず公害の世紀ともいわれる20世紀の公害・環境問題とそれへの対策の総括がなされる必要がある。ところが、この「中間とりまとめ」には、公害に対する記述がまったくなく、公害問題の現状についても、これまでの公害・環境行政の評価や分析もまったく記述されていない。

また、従来の縦割りの行政の限界や課題についても分析や記述がなく、これまでの従来の縦割りの行政が継承されることが前提の計画になっていると言わざるを得ない。環境対策を効果的に実施するには、欧州の「統合的汚染管理」のような複数の環境問題を統合的に対処する考え方が必要である。また、省庁間の実施調整機関を設置したり、国と自治体との連携を財政や人材の面で保証すべきである。

2. 各論についての意見

1) 「二 現状と課題」の「2. 環境の現状」について

この「環境の現状」についての記述はおそまつというしかない。「1. 踏まえるべき経済・社会の現状」が、「世界の現状」と「日本の現状」にわけて記述されているのに、より重要な「環境の現状」について、地球規模の環境問題、地域の公害・環境問題の整理もされず、日本の公害の現状についてまったく何の記述もない。

「第三次環境基本計画の案文を記述する段階までに、他の問題についても分析し、記述することとする。」とされているが、世界と日本の公害・環境問題の現状について、この「中間とりまとめ」にも分析、記述すべきである。

2) 「二 現状と課題」の「3. 解決すべき課題」について

(1) 「解決すべき課題」を記述する前に、これまでの公害・環境対策の成果と課題についても、分析、記述すべきである。

(2) 「特定少数の主体が原因となり、科学的知見もある環境問題については改善が進んでいるが、日常生活や一般的な事業活動に伴って発生する環境負荷の削減については必ずしも進展していない。」とされるが、そもそもの認識が誤っている。

「特定少数の主体が原因となり、科学的知見もある環境問題」でも改善が進んでいない公害・環境問題も多く残っている。例えば、自動車排ガス汚染に関しては、これまで裁判でも道路管理者の責任が幾たびも認められ、「特定少数の主体が原因となり、科学的知見もある環境問題」であるが、改善が進んでいるとは思えない。

「特定少数の主体が原因となり、科学的知見もある環境問題」で改善が進まない原因についての分析が必要である。

(3) 「環境を保全しつつ経済を発展させるためには、環境と経済の好循環に向けた具体的な取り組みが求められる。」とされ、こうした趣旨の記述が何回も出てくる。

「環境と経済の好循環に向けた具体的な取り組み」を否定するものではないが、環境と経済とは基本的に対立するものであることを認識すべきである。1970年に公害対策基本法から「環境と経済との調和条項」が削除されて、公害対策が進んだことを想起すべきである。

人の健康にかかわる問題や、「はじめに」に記述されているような「地球温暖化など人類の生存基盤にかかわる問題」では、環境が経済に優先することを明記すべきである。

(4) 「地域における環境保全活動を推進するため、国民の参加を促すこと・・・」とか、「多くの国民の同意を得ながら適切な政策判断を行うことが必要であり、国民とのコミュニケーションが必要」とされるが、決定的に重要なのは、国民の知る権利に基づいた情報公開と住民(市民)参加のシステムである。参加の具体的システムなしに、国民の参加を促したり、国民とのコミュニケーションを進めても実効性はない。

例えば、環境に関わる審議会、それも環境省関連の審議会だけでなく、エネルギー問題に関わる審議会や環境外交に関わる審議会などに、一定数の市民や環境NGOの代表が委員として関わるのが保障される必要がある。

(5) 「持続可能な社会に向けての環境面からの理念」の最初に、「環境の容量を超えない」とされている。その理念自体は正しいが、「環境の容量」が何を意味するのか

を定義すべきである。また、その具体的内容を明示すべきである。

例えば、地球温暖化問題では、本年5月、中央環境審議会の専門家部会が、「気温上昇幅が2~3になると、地球規模で悪影響が顕在化することが指摘されている。従って、気温上昇幅を2以下に抑制することは、地球規模での悪影響の顕在化を未然防止することになる。」として、「気温上昇幅を2とする考え方は、長期目標の検討における現段階での出発点となりうる」と報告しているが、こうした具体的な「環境の容量」を環境課題ごとに明記すべきである。

3) 「三．今後の環境政策の展開の方向」の「1．環境的側面、経済的側面、社会的側面の統合的な向上」について

- (1) ここでは、「より良い環境」のための「経済」、「社会」、「ライフスタイルの変換」について記述されているが、「より良い環境」とは何を意味するのか定義するとともに、その具体的内容を明記すべきである。

例えば、地球温暖化問題に関しては前述したとおり、「工業化以前から2の気温上昇幅に抑制する」などの具体的記述がなされるべきである。

- (2) こうした環境容量の考え方にたつなら、記述されている「経済が活性化することによって環境を良くなっていくような関係」にはおのずと限界がある。前述したように、経済と環境とが基本的に対立するものであることを認識するなら、環境の容量を超えない範囲内で、経済の活性化も、産業活動も許容されるものであること、少なくともこうした課題では環境が経済に優先することを明記すべきである。

- (3) 「環境保全に対する国民の一般的な意識の高揚を活かす」とか、「各主体の生活や行動の選択が重要な課題となる」とか、「国民一人一人がそれぞれに持続可能なライフスタイルを考えて実行することが重要」とされるが、国民一人一人に持続可能なライフスタイルの実践を促すならば、意識変革だけではなく、それを支える経済活動が伴わなければならない。物的な生産と消費を大幅に削減するファクター10や環境再建を実現できる経済社会の構築を目指すべきである。また、国民一人一人が持続可能なライフスタイルを実践できるような選択肢と、環境ラベルなどのシステムが必要であることも明記すべきである。

4) 「三．今後の環境政策の展開の方向」の「4．国、地方公共団体、国民の新たな役割と参加・協働の推進」について

- (1) 「国民や企業、NPO等を含む民間の各種組織の意欲や行動が、・・・適切な実践や参加につながるように、仕組みづくりやパートナーシップづくりを行うことが国や地方公共団体の役割として期待されている」とされるが、「役割として期待されている」のではなく、国民主権のもとで、こうした「適切な実践や参加につながるように、仕組みづくり」は国や地方公共団体の責務であって義務であるこ

とを明確に記述すべきである。

- (2) 「国民や民間の各種組織の十分な参加・参画をできるようにしていくための仕組みづくりが必要である。」とされるが、具体的にどのような仕組みが必要かもついて明確に記述すべきである。

5) 「三．今後の環境政策の展開の方向」の「5．国際的な戦略を持った取組の強化」について

- (1) 残念ながら、地球温暖化問題をとっても日本政府に「国際的な戦略」など見られず、常にアメリカの意向と一部の産業界の利益を中心にした「戦略」しかなかったと言ってよい。その評価と反省を明記すべきである。
- (2) 「国際的な戦略」をたてる上でも、その分野で活動している日本のNGOやNPO、また国際的な環境NGOなどの意見を恒常的に採り入れるシステムが必要であることを明記すべきである。
- (3) 再生可能エネルギーについては、「国内に存在する再生可能エネルギーの有効活用を進めていく必要がある」との記述しかないが、2003年4月から施行された「電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法」(通称 RPS 法)は、低い目標値、新エネルギーの定義、電力事業者任せられた運用、などの問題点から自然エネルギー抑制法として機能してしまっていることを正確に評価し、固定価格買取制度などの制度の導入を検討することを明記すべきである。

6) 「三．今後の環境政策の展開の方向」の「6．長期的な視点からの政策形成」について

「現状の延長による積み上げを行う手法だけでなく、あるべき将来像から考えていくバックキャストの手法を用いることが望まれる」との記述は重要である。

問題は、前述のように「あるべき将来像」を科学的に明らかにし、民主的手続きでその合意を形成することである。

「データを収集し、分析し、前提条件を変えながら、複数のシナリオを立てて、将来像を見通し、そのような将来像を踏まえて、現在から長期にわたる施策を展望する努力」も必要であるが、こうした施策をたてるにあたって、市民・NGOなどの参加が決定的に重要なことを明記すべきである。

また、長期的な視野を持った取組みと同時に、科学的不確実性がある課題についても、予防原則の観点から早期に施策を実施することが求められることを、ここでも明記すべきである。